

県政功績者表彰

11月20日に昭和町のアピオ甲府で『平成22年度山梨県県政功績者』の表彰式が行われ、内船下区にお住まいの近藤綱義さんが表彰されました。

近藤さんは、早くから茶の栽培に着目され、南部町を代表する特産品となる今日まで、製茶工場を経営する傍ら、南部町茶業組合長・山梨県茶振興協議会加工技術委員などの要職を歴任され、長年に亘り、茶の生産・普及活動に尽力されてこられました。

この度、これらの功績が高く評価されての受賞となりました。

おめでとうございます。



県教育功労者表彰



11月1日「平成22年度山梨県教育功労者表彰」が甲府市のベルクラシック甲府で行なわれ、内船上区にお住まいの金井さとみさんが学校教育の分野で受賞されました。

金井さんは、教職生活実に40年の長きに渡り、きめ細やかな児童の教育と人間形成の育成に愛情と情熱を注ぎました。

また退職後は、町教育委員長、南巨摩郡町村教育委員会連合会長等を歴任し、南巨摩郡の教育行政に多大な貢献をされました。

この度、これらの功績が高く評価されての受賞となりました。

おめでとうございます。

県体育功労者表彰

9月11日、小瀬スポーツ公園で第63回山梨県体育祭りが開催されました。この開会式の式場において富士見区にお住まいの渡辺正和さんが体育功労者として表彰されました。

体育功労者表彰は山梨県体育協会が毎年実施しているもので今回渡辺さんが授賞した体育功労者表彰のほか4部門があり、本年度は144名、16団体が表彰されました。

渡辺さんは、旧富沢町時代から体育指導委員や町体協会長を歴任し、町のスポーツ振興に大きく貢献をされました。

この度、これらの功績が高く評価されての受賞となりました。

おめでとうございます。



おめでとうございます3位入賞 明治神宮奉納弓道大会



11月3日、明治神宮至誠館弓道場において第百十九回明治神宮奉納全国弓道大会が行われ、山梨県代表として南部町井出区の佐野辰巳さんが参加しました。

この大会の競技種目は有段の部・称号の部に分かれており、有段の部で約1,000人、称号の部で約600人が参加して行われ、佐野さんは称号の部に参加しました。

佐野さんは教士七段の腕前で、この大会へは今回で21回目の出場。予選は2本の中させ決勝戦へとコマを進め、決勝戦では7本連続射詰め、自己最高の3位に入賞しました。

本当におめでとうございます。

悪質な滞納は絶対に許しません

12月は滞納整理強化月間です

『山梨県地方税滞納整理推進機構』と連携して差押えなどの処分を強化します

■ 税はまちづくりを支える大切な財源です。

公租公課は自らの費用で支払うべき持参債務です。督促や再三の催告にも応じない滞納者に対しては、税負担の公平性を確保するため、やむを得ず強制的に給与、不動産、自動車、預貯金、生命保険等、財産の差押えを行ないます。また、その財産をインターネット公売などにより換価し、滞納税額に充てます。場合によっては、職員が滞納者の自宅等を強制的に搜索して、発見した財産を差押え、搬出することもあります。搬出することもあります。



自動車の差押え例
(タイヤロックによる運行禁止措置)

■ 加算徴収金

税金は、各納税通知書に記載されている納期限までに納めていただかなければなりません。これが正しく行われなかった場合には、期限内に納められた人との公平性を保つため、税金に加えて徴収される延滞金と督促手数料があります。

延滞金は、税金が納期限を過ぎてから納めるまでの間、一定割合を乗じて算出し納めていただく

ものです。割合は納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までに納付した場合が年率4.3%（平成22年現在）、それ以後に納付した部分（1ヵ月を超える部分）については年率14.6%の割合で計算します。

督促手数料は納期限後、税金を納めていただけなかった人に督促状を送付し、1通につき100円を納めていただくものです。

納税についての相談は
税務課まで受け付けております。
お気軽にご相談ください。

差押え実績

差押財産	件数	
	H21 (実績)	H22 (10月末現在)
不動産	1	0
自動車	2	0
預貯金	3	5
生命保険	3	5
搜索(公売)	1	0
国税還付金	0	16
交付要求	0	5
不当利得返還金	0	1

■ 延滞金計算(例)～固定資産税を例とした場合～

例えば、平成22年5月31日が納期限の固定資産税1期分50,000円を同年8月31日に納めた場合（督促状1通が送られている）は、延滞金や督促手数料を含め、下記のとおり納めていただくようになります。

● 延滞金計算

$50,000円 \times 4.3\% \times 30日$ （※1ヵ月） $\div 365日 + 50,000円 \times 14.6\% \times 62日$
（1ヵ月を超える7・8月分） $\div 365日 = 1,400円$ （100円未満切り捨て）

※1ヵ月（納期限の翌日が属する月の日数。この場合6月なので30日で計算）

したがって、同年8月31日に納めなければならない金額は、

★固定資産税1期分 50,000円 + 1,400円（延滞金） + 100円（督促手数料） = 51,500円です。

税金は、各納税通知書に記載されている納期限までに納め、余分な延滞金や督促手数料などは納めなくて済むように十分注意してください。

平成22年度 町税納期限

＝ 税は自己管理で、期限内に自主納付しましょう ＝

納期限	4/30	6/30	8/2	8/31	9/30	11/1	11/30	12/27	1/31	2/28	3/31
税の種類											
軽自動車税	全期										
固定資産税	1期		2期					3期		4期	
町県民税		1期		2期		3期			4期		
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期